

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○令和7管理年度における知事管理漁獲 可能量の定め(まさば及びごまさば太 平洋系群)	(漁業管理課) (6・23掲示) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
公 告	
○地方卸売市場の認定の失効	(農産物マー ケティング 戦略課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	1
高知海区漁業調整委員会告示	
○海区漁場計画の変更の案の作成に伴う公聴会の開催 落札公告	2
○落札者等の公告(2件)	(警察本部会 計課) 2

告 示

高知県告示第443号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度(令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和7年6月23日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

まさば及びごまさば太平洋系群
現行水準

高知県告示第470号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年7月4日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市小筑紫町石原字白皇谷1908の1・1908の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 四国カルスト公園
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字天狗瀧乙4922番2 から 高岡郡津野町芳生野 字天狗瀧乙4922番11 まで	前	7.4 }	247
	後	15.1 }	
		31.9	

公 告

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において読み替えて準用する同法第8条第1項第1号の規定により同法第13条第1項の認定がその効力を失ったので、同法第14条において読み替えて準用する同法第8条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年7月4日

高知県知事 濱田 省司

- 開設者の名称及び住所
株式会社高知中央植物市場
高知市高須東町9-28
- 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社高知中央植物市場

- 地方卸売市場の位置及び取扱品目
高知市高須東町9-28
花き
- 廃止年月日及び認定の失効日
令和7年6月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年7月4日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和7年6月3日 7高都計第149号	香美市土佐山田町山 田字加治屋敷1032番 1の一部	香美市土佐山田町 泰山町一丁目4- 5 ヴィラ・アル バーダE203号室 井上 信敬、井上 真紀 香美市土佐山田町 山田1032-1 井上 春代

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第18号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和7年7月4日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 検定を実施する警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 2級
- 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
令和7年10月2日(木)午前9時10分
(2) 検定の実施場所
徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1
アスティとくしま
- 検定の実施予定人員
10人
- 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

令和7年8月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者に対しては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員に対してはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあっては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ

メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽

エ 雨着（雨天時に使用する。）

オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備担当係

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

高知海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第3項の規定により海区漁場計画の変更の案を作成したので、同条第8項において準用する同条第5項の規定により次のとおり公聴会を開催する。

令和7年7月4日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 公聴会の開催日時

令和7年7月22日（火）午後2時

2 公聴会の開催場所

高知市本町五丁目3番20号 高知共済会館 3階中会議室「藤」

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年7月4日

高知県警察本部長 岩田 康弘

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

高知県警察本部情報管理システム用無停電電源装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号

3 落札者を決定した日

令和7年6月11日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

5 落札金額

月額 354,530円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日

令和7年4月15日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年7月4日

高知県警察本部長 岩田 康弘

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

令和7年度土佐NET端末等 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号

3 落札者を決定した日

令和7年6月11日

4 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町9番地7

- 5 落札金額
月額 1,738,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和7年4月15日